第10号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に ついて

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年12月2日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 第1条 亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年亀岡市各岡第5号)の、郊な次のよるに設工する
 - 17年亀岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項 第2号に掲げる職員」を加える。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

- 第2条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和 51年亀岡市条例第22号)の一部を次のように改正する。 第4条に次の1項を加える。
 - 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する 第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲 内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基 づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和30年亀岡 市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号)第15条に規定する時間外勤務手当、同条例第16条に規定する休日勤務手当及び同条例第17条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。))」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年亀岡市条例第9 号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員 を除く。)」を加える。

第9条に次の1項を加える。

3 育児休業をした職員のうち、地方公務員法第22条の2第1 項第1号に掲げる職員については、退職手当条例第2条に規定 する職員に含まれないことから、本条における規定の対象とは ならない。

第19条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。 (公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年 亀岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部改正)

第6条 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和42年亀岡市条例第35号) の一部を次のように改正す

る。

第5条第3号中「(その報酬」の次に「の額」を加え、同条に 次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給 与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第7条 職員の退職手当に関する条例 (昭和30年亀岡市条例第 28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(亀岡市政治倫理条例の一部改正)

第8条 亀岡市政治倫理条例(平成20年亀岡市条例第19号)の 一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「臨時職員及び嘱託職員」を「臨時的任用職員及び会計年度任用職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員及び非常勤の職員の公務災 害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後 に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係 る補償について適用する。 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年 度任用職員制度が創設されることに伴い、関係する8条例につい て所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行すること。